

いわき産業創造館 シェアオフィス（月利用のみ）

法人登記の申請について

① 法人登記の条件について

◇ 3ヶ月以上、継続してシェアオフィスを利用すること。

※以下の場合は3ヶ月以上継続利用となりません。

- ・継続利用期間が3ヶ月に満たない場合
- ・3ヶ月が通算の場合（例：1月、3月、4月を月単位で利用）
- ・3ヶ月でシェアオフィスの継続利用をやめる場合

◇ 法人を設立するにあたり、行う事業の主たる事業所の所在地を当施設とすること。

※以下の場合は対象となりません。

- ・個人事業主
- ・支店登記（例：既に別の住所で法人を設立しており、支店登記したい場合）

② 法人登記の申請について

法人登記には所定申請書による申請手続きが必要となります。申請書提出後、内容確認の上、許可書を発行します。許可書受領後、法人登記を行っていただきます。

※申請者の利用状況等を確認しますので、**登記は許可書発行後に行ってください。**

※申請を希望する場合は、**事前に**運営管理者（（公社）いわき産学官ネットワーク協会以下、協会という）事務局へ連絡してください。

③ 法人登記完了後の手続きについて

◇ 当施設の住所（※1）を記載した登記簿の写しを協会事務局までご提出ください。

◇ 登記事項に変更があった場合は、変更後の登記簿の写しをご提出ください。

◇ 法人登記利用を終了される場合は、事前に協会事務局までご連絡ください。

◇ 法人登記利用者はメールボックス（ポスト）が利用可能です。ポストの場所、利用方法については申請後にご案内いたします。（ポスト番号は協会事務局が決定いたします）

※ポストに投函された郵便物はシェアオフィス利用規約に沿って管理いたします。

（※1） 〒970-8026

福島県いわき市平字田町120番地 LATOV6階

いわき産業創造館 シェアオフィス内